

議案提出書

横手市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和3年9月16日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 播磨 博一 様

提案理由

議会における災害等発生時の議会の対応及び議会事務局から議会に対する補佐的な提案を可能にすることを定めるため現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第5号

横手市議会基本条例の一部を改正する条例

横手市議会基本条例（平成24年横手市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
前文	前文
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～ <u>第4条</u> ）	第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～ <u>第5条</u> ）
第3章 市民と議会との関係（ <u>第5条～第7条</u> ）	第3章 市民と議会との関係（ <u>第6条～第8条</u> ）
第4章 議会と行政の関係（ <u>第8条～第11条</u> ）	第4章 議会と行政の関係（ <u>第9条～第12条</u> ）
第5章 委員会の活動（ <u>第12条</u> ）	第5章 委員会の活動（ <u>第13条</u> ）
第6章 政務活動費（ <u>第13条</u> ）	第6章 政務活動費（ <u>第14条</u> ）
第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（ <u>第14条・第15条</u> ）	第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（ <u>第15条・第16条</u> ）
第8章 議会事務局等の充実（ <u>第16条・第17条</u> ）	第8章 議会事務局等の充実（ <u>第17条・第18条</u> ）

第9章 補則 (第18条・第19条)

第2章 [略]

(議会の活動原則)

第2条 [略]

(議員の活動原則)

第3条 [略]

(会派)

第4条 [略]

第3章 [略]

第9章 補則 (第19条・第20条)

第2章 [略]

(議会の活動原則)

第2条 [略]

(災害その他の緊急事態への対応等)

第3条 議会は、災害その他の緊急事態の発生時においても
議事機関としての機能を維持しなければならない。

2 議会は、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、
状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏
まえた必要な対応を行うものとする。

3 その他の緊急事態の発生時に議会がとるべき対応等は、
別に定める。

(議員の活動原則)

第4条 [略]

(会派)

第5条 [略]

第3章 [略]

(情報共有と市民意見の把握)

第5条 [略]

(議会広聴活動の充実)

第6条 [略]

(議会広報活動の充実)

第7条 [略]

第4章 [略]

(議員と市長等との関係)

第8条 [略]

(閉会中の文書による質問)

第9条 [略]

(政策等の形成過程の説明)

第10条 [略]

(予算及び決算における説明)

第11条 [略]

第5章 [略]

(委員会の運営)

第12条 [略]

(情報共有と市民意見の把握)

第6条 [略]

(議会広聴活動の充実)

第7条 [略]

(議会広報活動の充実)

第8条 [略]

第4章 [略]

(議員と市長等との関係)

第9条 [略]

(閉会中の文書による質問)

第10条 [略]

(政策等の形成過程の説明)

第11条 [略]

(予算及び決算における説明)

第12条 [略]

第5章 [略]

(委員会の運営)

第13条 [略]

第6章 [略]

(政務活動費の交付等)

第13条 [略]

第7章 [略]

(議員の政治倫理)

第14条 [略]

(議員定数及び議員報酬)

第15条 [略]

第8章 [略]

(議会事務局の体制整備)

第16条 [略]

2 [略]

(議会図書室)

第17条 [略]

第9章 [略]

(他の条例等との関係)

第18条 [略]

第6章 [略]

(政務活動費の交付等)

第14条 [略]

第7章 [略]

(議員の政治倫理)

第15条 [略]

(議員定数及び議員報酬)

第16条 [略]

第8章 [略]

(議会事務局の体制整備)

第17条 [略]

2 [略]

3 議会事務局は、議会に対し提案を行うことができる。

(議会図書室)

第18条 [略]

第9章 [略]

(他の条例等との関係)

第19条 [略]

(継続的な検証)

第19条 [略]

(継続的な検証)

第20条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案提出書

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議会案を提出する。

令和3年9月16日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 播磨 博一 様

提案理由

横手市議会基本条例の一部改正により条の繰り下げが生じることから、横手市議会会議規則の対応する条項を改正しようとするものである。

議会案第6号

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則（平成17年横手市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第159条関係）				別表（第159条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
[略]				[略]			
議会改革 推進会議	横手市議会基本条例(平成 24年横手市条例第23号)第 <u>19条</u> の規定に基づき行う 検証等若しくは議会改革 に係る協議又は調整を行 うこと。	[略]	[略]	議会改革 推進会議	横手市議会基本条例(平成 24年横手市条例第23号)第 <u>20条</u> の規定に基づき行う 検証等若しくは議会改革 に係る協議又は調整を行 うこと。	[略]	[略]
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案提出書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和3年9月16日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 播磨 博一 様

提案理由

議会における予算と決算の継続的かつ一体的な審査を目的とし、新たに常任の予算決算委員会を設置することを定めるため現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第7号

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、<u>少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>ただし、議長は、議会の同意を得て常任委員とならないことができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、<u>次項第1号の常任委員会の委員及び同項第2号から第4号までのいずれかの委員になるものとする。</u></p> <p>ただし、議長は、議会の同意を得て常任委員とならないことができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 予算決算委員会 26人</p> <p><u> 予算及び決算に関する事項</u></p> <p><u>(2)</u> [略]</p>

(2) [略]

(3) [略]

3 [略]

(3) [略]

(4) [略]

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横手市議会委員会条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される一般選挙による改選後に設置される常任委員会から適用し、改選前に設置された常任委員会については、なお従前の例による。